

京都祇園祭の山鉾行事

—ユネスコ無形文化遺産代表リスト^{※1}記載の意義—



深見 茂 ふかみ しげる

1934年生まれ。財団法人祇園祭山鉾連合会理事長。
全国山・鉾・屋台保存連合会副会長。
祭屋台等製作修理技術者会会長。
大阪大学大学院修士課程修了。ドイツ文学専攻。
大阪市立大学、滋賀県立大学名誉教授。博士（文学）。
主著「ドイツ近代短篇小説の研究」。



江戸天下祭の命運

いきなり、よそのお祭の話から始めることをお許しください。民衆が支えてきた無形民俗文化の命運をこれほど典型的に教えてくれる例が他にはちょっと見当たらないからです。

徳川時代、江戸の町は祭礼の都、祭の街と謳われたほどお祭の盛んなところでした。上野や浅草は措くとして、江戸中心部の山王大権現さんのうだいごんげんと神田大明神かんだだいみょうじんの二つだけをとっても、それぞれ45本と36本、計81本余もの屋台や山車が付け祭として出ているのです。ところが明治期、それらはほぼ悉く消滅して今日では神輿みこしのみのお祭となりました。その原因は主として二つあります。一つは日本の実質的首都として東京と名を変えた江戸の町に発生した諸種の社会的変動でした。電燈、電話の導入、市街電車の敷設等に伴う架空配線という道路障害です。つまり怒涛のごとく押し寄せた輝かしき日本近代化の嵐は、庶民が担ぎまわらな山車などを認めてくれる余地はなかったのです。この社会的現象を一方の原因とすれば、もう一つの原因は極めて政治的なものでした。山王、神田のお祭は天下祭と称されていました。天下様、つまり徳川将軍の上覧を得ることのできる祭だったのです。山王祭は元和元年（1615）から、神田祭は元禄元年（1688）から、そ

れぞれ江戸城への参入を許されております。このように徳川幕府の威光を象徴するような祭が明治政府にとって、甚だ不快なものであったことは想像に難くないでしょう。こうして、社会的圧力と政治的弾圧のもと、あの80余本もの山車は巡行し得なくなり、近郊の町や村に次々と売却譲渡されて行き、残ったものも大震災、戦災等で消滅したのです。

京都祇園祭の山鉾行事の命運

こうした江戸のお祭の命運を見届け、今、京都の祇園祭の山鉾行事に目を転じますと、明治以来、祇園祭も実によく似た状況に遭遇してきたことが判ります。

・社会的変動

明治45年（1912）、時の京都府知事は祇園祭の山鉾巡行に中止命令を発します。理由は、東京の場合と同様、電燈電話の導入、市電の敷設に伴う架空配線という道路障害でありました。まさに輝かしき京都近代化の波であります。確かに架空配線を張り巡らされては25メートル余の高さの真木を持つ鉾など到底巡行は出来ません。幸いなことに京都では、早速地元新聞社を中心とする反対キャンペーンが展開され、結局この命令は撤回されました。祇園祭の文化的観光的価値もさることながら、私は京都の町では新首都となった東京ほど中

央権力が強くはなかったからだと考えております。これについては政治的変動のところで少し詳しく見るつもりです。

さて、こうして巡行路である四条通の市電のための電柱は複路線の両側ではなく、中間に一本のみを並べ立て、それぞれから傘状に両側に架線するシステムが導入され、事無きを得たのですが、この事件は関係者に深刻な危機感を植え付けたようです。

すなわち、京都市、商工会議所、神社、山鉾町などが翌大正2年（1913）、今後の対策を講じるため、早速集まっており、その会議録が八坂神社文書に残っております。これを見ますと、とりわけ次の3点が議論されたようです。まず①「従来二日ノ巡行ヲ十七日カ二十四日カ何レカ其一日トナスコト^{※2}」、次に②「或ハ全々巡行路ヲ変更シテハ如何^{※3}」、また、③「山鉾ノ所有主ハ不明ニシテ一朝無暴ノ痴漢売却、若シクハ隠匿シタリトセシカ、法律上何人ニ向テ之ヲ処罰スルヲ得ベキ歟^{※4}」^{※4}、であります。

この3点のうち最後のものは次章に属しますが、前2者は、まことに驚くべきことに、その後百年の巡行史中の社会的大変動を予見的に先取りした議論でありました。なぜならば、まず17日（神輿3基がお旅所しんこうさいに入る神幸祭）の巡行列が、昭和31年（1956）従来の巡行路を放棄し、戦後新しく拡大された御池通おいけどおりを選択したからです。上記②案の実現です。これは当時の京

※1 「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」

※2 従来二日の巡行を17日か24日か何れかその一日とすること。

※3 或いは全巡行路を変更してはどうか。

※4 山鉾を保有していた町中が、その法人格を喪失し、単なる任意団体と化してしまった今、山鉾本体の所有権関係がグレーゾーンに入ってしまったため、ひとたび、乱暴な無法者があらわれ、それを売り飛ばしたり、隠したりした場合でも、我々は、誰に対しても、彼を処罰するよう求める法律上の告訴の当事者たることはできないのではないかと。

都市長の観光行政に山鉾連合会が妥協した結果でした。観光客の急増、旧来の狭い道路を巡行することの危険性や非経済性に鑑み、御池通に巡行路を変更、そこに観覧席を設けて観光客を有料にて大量収容、その売上金を以て山鉾巡行費用を支援しようとの市長の指針によるものだったのです。

いずれにせよ、氏子中を回るといふ、永年に亘る神事の意に叶った伝統的行事の一つがここで捻じ曲げられました。

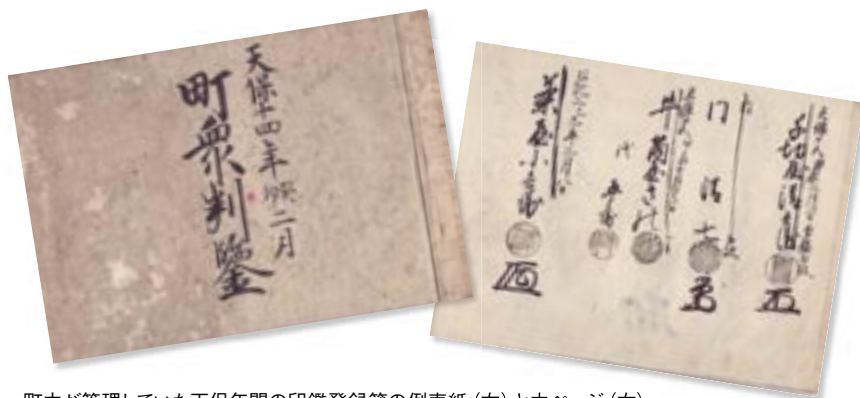
次に、昭和41年(1966)、それまで17日の神幸祭と、24日(神輿がお旅所を出て氏子の間を巡って厄を払い、神社に帰る還幸祭)との2回にわけて行われていた山鉾巡行が、17日一日に合併されてしまいました。上記①が現実のものとなってしまったのです。これも、二回に分散される観光客を一日に集中、以て京都市の観光行政に資するためであります。但し、糸偏景気盛んな当時、一週間に亘って店を閉じ、祭に奉仕する当時の習慣が、とりわけ24日の祭を担当する町内にとって経済的痛手であったこと、24日の祭が17日に比し、比較的淋しかったこと(私自身、24日の祭の出身で、あの落ち着いた雰囲気むしろ懐かしいのですが)等から、この町内の人々の大勢がこの方針に無限に摺寄ったことも否定できません。

こうして、24日の祇園御霊会当日という、祇園祭にとって一番大切な日の山鉾巡行は放棄されてしまったのです。

お判り頂けたでしょうか。江戸のように抹殺はされませんでした。明治維新以降の社会的大変動は、祇園祭の山鉾行事をこまめで変形させてしまったのです。

・政治的変動

今一つ残りました、上記③の言葉を説明するには、明治維新以来の法制の変転が関わるので、複雑



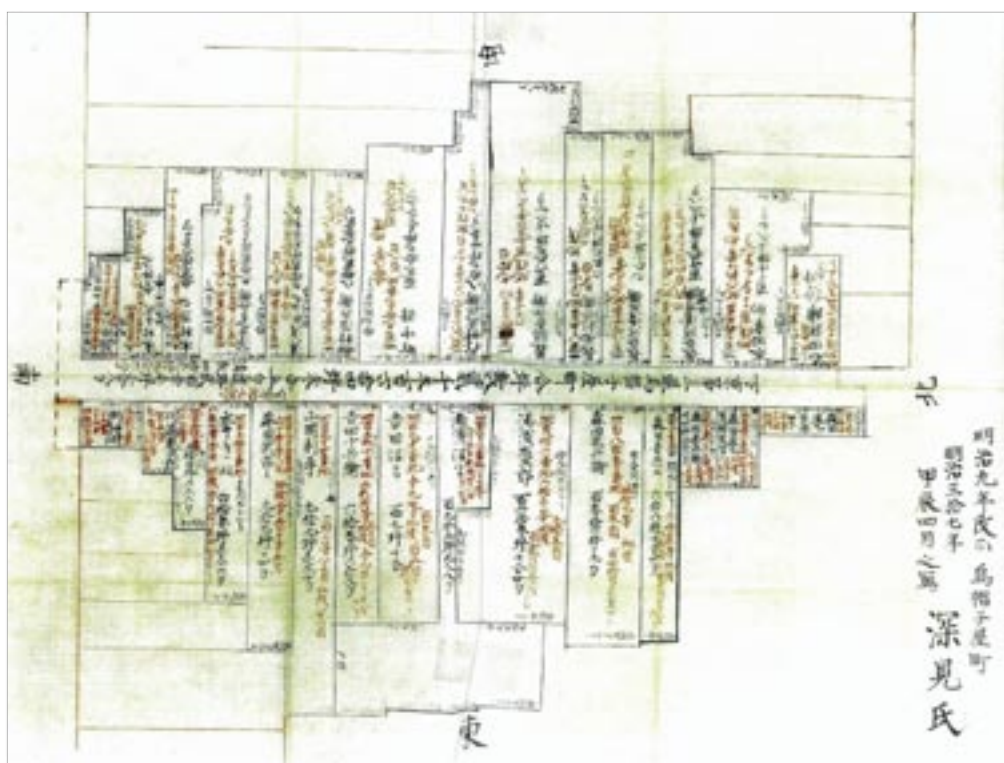
町中が管理していた天保年間の印鑑登録簿の例表紙(左)と中ページ(右)

で私自身にもいま一つ分明ではありませんが、簡単に要約します。

京都の町は御承知通り、長安を真似て造られ碁盤の目状になっております。戦国時代以降、この目の一辺約110メートルの通りを挟む、両側の家々30軒前後を以て一つの行政単位を形成し、これを町中と称していました。そして祇園祭の山鉾は、まさにこの町中が原則としてそれぞれ一基ずつ保有し、巡行に参加していたのです。つまり、山鉾行事の命運は、この町中の命運にかかっていたわけでありました。

そこで、この町中の正体なのですが、京都は天皇の住まう日本の首都でありました

から、豊臣秀吉以降、徳川幕府も、市民に対し原則、地子銭、すなわち租税は免除しておりました。(但し、雑色、すなわち役人の給与を負担したり、各種の寄付をさせられたりはしていたようです。)また、当局は、裁判権と警察権は手放しませんでした。その他の諸行政業務を、強制的にボランティアで、各町中に押し付けていたのです。このことは逆から見ますと、町中は実に強大な権力と財力とを、代行者としてはあれ、保持していたこととなりましょう。そのうち、とりわけ私どもにとって重要なのは、不動産所有売買権、居住転出入認許可権、印鑑証明発行権であります。



町中古地図(例)

町中は、町内から転出者がある場合、一旦、その土地家屋を買収保有し（その不動産を「町中持ち」と称します）、新たな入居希望者の中から居住者を選別してそれを売却または貸与し、さらに手形発行に必要な実印の証明書発行権を行使して、町衆を支配していたのです。

さて、そうした町中持ちのうちの一軒を「町家」として恒久的に町中が保有し、町内の諸会合に使用するかわら、その奥の土蔵に祇園祭の山鉾の部材や懸装品を収納、祭に際しては、その表に御神体である人形を中心に「会所飾り」を行い、囃子方を持つ山鉾では、そこで「祇園囃子」を演奏し、原則として、その町家の前に山鉾を建てたのであります。つまり、町家こそは、各町中にとって祇園祭の山鉾行事執行のための中核的拠点であったのです。

しかるに明治31年（1898）、京都市政が施行されますと、町中が保有していた上記諸権利は悉く京都市によって剥奪され、町中はその法人格を完全に喪失して、「共同組合会」という単なる任意団体に落ちぶれます。不動産所有権を失った町中の人々は急遽、単数または複数の旦那衆の名義で町家を法務局に再登記しました。公共の財産が個人名義に化けたのであります。また、山鉾の所有権も町中が任意団体と化したため、グレーゾーンに入りました。やっと辿り着きました。これが、あの③の議論の出発点なのであります。

事実、第二次世界大戦終了後、アメリカ占領軍による国家神道の禁止に伴う、祇園祭継続への危機感、山鉾没収の危惧、さらにはインフレ、財産税、相続税、非戦災税等の重圧から、山鉾懸装品の一部流出、町家の売却による喪失が発生しました。まさに「法律上何人ニ向テ之ヲ処罰スルヲ得ベキヤ」であります。

これもまた、お分かり頂けたでしょうか。江戸のお祭の場合のように消滅はしませんでした。維新以来の政治的大変動は祇園祭の山鉾本体の存在をここまで危殆に瀕せしめてしまったのです。



ユネスコ無形文化遺産 代表リスト記載の意義

もとより、百年このかた国家、京都府、京都市、神社、京都財界によるさまざまな補助制度、また、大正12年（1923）山鉾連合会の設立によるそれら補助金受け入れ態勢の整備、各山鉾保存会の公益法人化による山鉾所有権と不動産所有権の再獲得の試み等、山鉾町の氏子自身の自助努力、そして何よりも日本国民や京都市民の絶大な理解と支援のおかげで、祇園祭の山鉾行事は繁栄を取り戻し、今日、毎年、絢爛豪華に巡行させて頂いていることは事実であります。

しかしながら、江戸の天下祭の例、京都祇園祭の例、と見てきましたように、祭にかぎらず、踊り、歌謡、芝居等、庶民が営々と運営して参りました伝統的な無形文化などというのは、一朝、社会的、政治的大変動に遭遇するや、たちまちその濁流に巻き込まれて簡単に消滅してしまうような存在に過ぎないのです。このようなことが、とりわけ戦後、全国的に多数生じてきたことはみなさまご承知の通りだと思います。



現代の巡行風景（平成19年 撮影者：井上成哉）

祇園祭の場合、もちろんそのような危機に際し、氏子町衆たちは、上でも簡単に素描して参りましたように、代々、力を尽くして対応しては来たのですが、やはり庶民の自助努力には限界があります。従って私ども祇園祭の山鉾行事の責任者たちは、この行事の社会的ステータスを高める品位ある方法を、あらゆる機会をとらえて、絶えず模索して行かねばなりません。

ユネスコは、国家による無形文化財保護の施策を義務付けるユネスコ無形文化遺産代表リスト記載制度を始めました（本誌P.6-7参照）。私が理事長をしております財団法人祇園祭山鉾連合会では、これこそは絶好のチャンスであると考え、この度政府申請の手続きをお願いし、見事に成功しました。京都の文化的経済的活性化の一助としても大いにその効力を発揮するでしょう。しかし、同時に、社会的政治的変動に対して祭を防御し、地道な保存継承を全うさせるための重要な手続きでもあることを、長年の苦難の歴史をくぐり抜けてきた他のあらゆる無形文化を支える人々の心情をも慮りつつここに強調させて頂き、本文を結ばせて頂きます。

（写真及び資料は筆者提供）